

経営発達支援計画の概要

実施者名 (法人番号)	宇治田原町商工会（法人番号 6130005008838） 宇治田原町（地方公共団体コード 263443）
実施期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日
目標	経営発達支援事業の目標 （１）管内小規模事業者等の持続的な発展に必要な情報提供を行う。 （２）管内小規模事業者の売上の拡大及び利益向上に必要な経営状況の分析及び事業計画の策定支援を行う。 （３）地域内新規事業者の創出を図るために必要な創業支援を宇治田原町役場と連携支援を行う。 （４）地域の伝統産業である宇治茶業界全体の活性化に必要な「日本緑茶発祥の地・宇治田原」の強みを活かした宇治茶の新たな需要開拓支援を行う。 （５）管内小規模事業者への経営改善・経営発達を意識した伴走支援を促進し、個々の課題設定・解決及び自社分析について自走化に向けた支援を行う。
事業内容	経営発達支援事業の内容 ３．地域の経済動向調査に関すること 管内の景気動向についてより詳細な実態を把握するため、商工会独自調査による「管内小規模事業者景況調査」を継続実施及び「RESAS」（地域経済分析システム）を活用した地域経済動向の分析を行う。 ４．需要動向調査に関すること 首都圏等で開催される商談会場における来場バイヤーに対して宇治茶に関する需要動向調査を実施、調査報告書の作成提供を行う。 ５．経営状況の分析に関すること 税務相談者への収益状況等の分析及び、金融相談者への資金繰り等の分析及び、補助金申請相談者への経営状況の分析を実施。また、高度専門的な経営状況の分析においては、専門家による「事業計画策定個別相談会」において支援を実施する。 ６．事業計画策定支援に関すること 「事業計画作成個別相談会」における専門家による計画策定支援及び、「ホームページ・SNS等DXなんでも相談会」における小規模事業者へのDX推進を図る。また創業予定者に対しては、「京都やましろ創業塾」及び商工会窓口相談支援において、産業競争力強化法に規定されている特定創業支援を実施する。 ７．事業計画策定後の実施支援に関すること 事業計画策定支援を実施した小規模事業者及び創業計画策定支援を実施した創業者を対象として、定期的なフォローアップ支援を実施する。 ８．新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること 「商談会出展支援事業」及び「ホームページ・SNS等DXなんでも相談会事業」を実施し、地域内小規模事業者の新たな需要の開拓に係る支援を実施する。
連絡先	宇治田原町商工会 〒610-0261 京都府綴喜郡宇治田原町大字岩山小字釜井谷 1-36 TEL: 0774-88-4180 FAX: 0774-88-4678 E-mail: ujidawara-sci@kyoto-fsci.or.jp 宇治田原町 産業観光課 商工観光係 〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口 18-1 TEL: 0774-88-6638 FAX: 0774-88-3231 E-mail: shoukou@town.ujitawara.lg.jp

(別表1)

経営発達支援計画

経営発達支援事業の目標

1. 目標

(1) 地域の現状と課題

①現状

①-1 立地特性

京都府宇治田原町は京都府の南東部に位置し、西に京都府宇治市、北に滋賀県大津市、東に滋賀県甲賀市（旧信楽町）に接し、町面積 58.16 ㎢の内、77%が森林を占める中山間地域である。また交通に関しては国道 307 号線を主要幹線道路として 4 本の府道が通っており今後、令和 6 年度開通予定の新名神高速道路(宇治田原 IC 設置予定)や都市計画道路宇治田原山手線の整備により、道路交通の利便性が高まる事が予想されている。町内の公共交通に関しては、鉄道路線がなく、路線バスが京阪宇治駅、近鉄新田辺駅方面を結び、町内を走る福祉バス・コミュニティバスが運行されているが、自家用車への依存度が高い地域である。



【図1】宇治田原町の位置と交通ネットワーク 出典：宇治田原町役場ホームページ

①-2 人口特性

人口は8,739人・3,885世帯（令和6年5月1日現在）が居住し、平成17年（人口10,060人）をピークに人口減少傾向が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では令和12年には8,000人を切る（7,969人）と推計されている。また、年齢別構成に関しては、年齢3区分別人口（15歳未満、15～64歳、65歳以上）を見ると、令和2年では15～64歳（生産年齢人口）が58.4%、65歳以上が30.1%（内75歳以上14.1%）、15歳未満（年少人口）が11.4%となっている。京都府の平均と比べ、少子化は平均並みであるものの高齢化の傾向はわずかに高くなっており、平成22年からの10年間推移をみると、高齢人口は8.0ポイント増加、年少人口は3.0ポイント減少と少子高齢化が進行している。

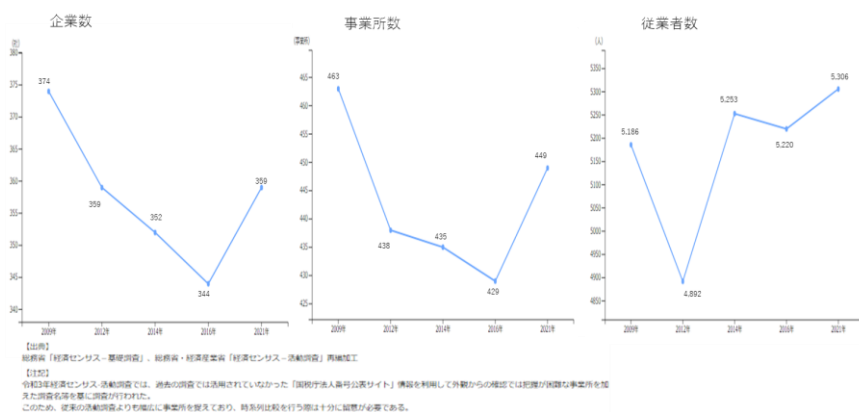
①-3 商工業の現状

・宇治田原町内における産業全般

宇治田原町内における事業者数は年々減少し、2009年（平成21年）に463事業所があったものが、2021年（令和3年）には449事業所に減少している。従業者数においては、概ね5,300名程度に微増しているが、調査方法の変更によるものと考えられる。（出典：経済センサス活動調査）また、小規模事業者は2020年（令和2年）には369事業所であったものが、2024年（令和6年）には375事業所とほぼ横ばいである（出典：商工会実態調査）。また、宇治田原町内事業所の産業大分類別に見た売上高の構成比は、全国及び京都府との比較においても製造業の構成比が約65.4%と高く次いで、卸売業・小売業が20.8%と、二つの業種で宇治田原町内産業の86%を占める。以前に比べ割合が減少したものの、依然として宇治田原工業団地及び伝統産業である宇治茶の製造及び通信販売業者が多く町内に立地している事に起因している。

○企業数・事業所数・従業員数の推移

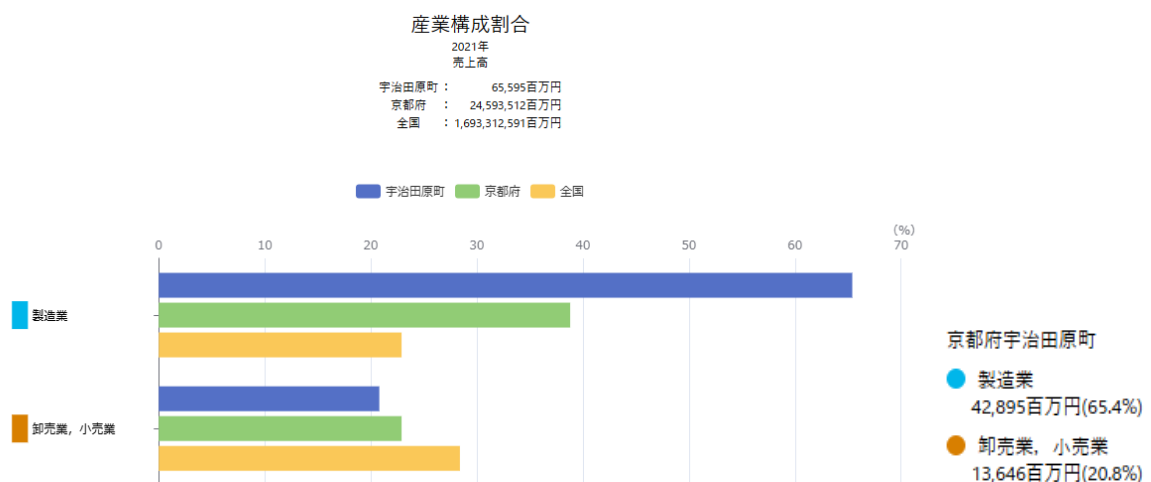
・地域産業全体の推移を、企業数、事業所数、従業者数の推移により概観している。



【図2】宇治田原町における企業数等の推移 出典：RESAS 地域経済分析システム抽出データ

○産業大分類別（製造業、卸・小売業）に見た売上高（企業単位）の構成比

・売上高（企業単位）について、産業大分類別（製造業、卸・小売業）の構成比を他地域と比較している。



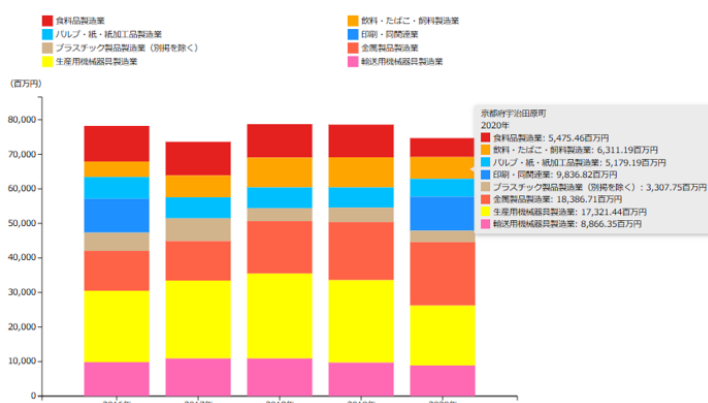
【図3】宇治田原町における産業大分類別（製造業、卸・小売業）構成比 出典：RESAS 地域経済分析システム抽出データ

・宇治田原町内における製造業

宇治田原町内における製造業は、宇治田原工業団地内に立地する中堅製造業を中心に、江戸時代から続く伝統産業である製茶業で占められている。製造業における事業所数の推移に関しては、2016 年以降概ね 50～55 事業所前後で推移し大きな増減はなく、従業員数においては 2016 年の 2,800 名程度から微減で推移している。また出荷額においては、2016 年の約 781 億円から 2020 年には約 746 億と横ばい傾向にある。

○産業別製造品出荷等の変化

- ・産業中分類別の製造品出荷額等の推移を示している。
- ・出荷額の大きな産業の把握や各産業における製造品出荷額等の増加・減少傾向を概観できる。



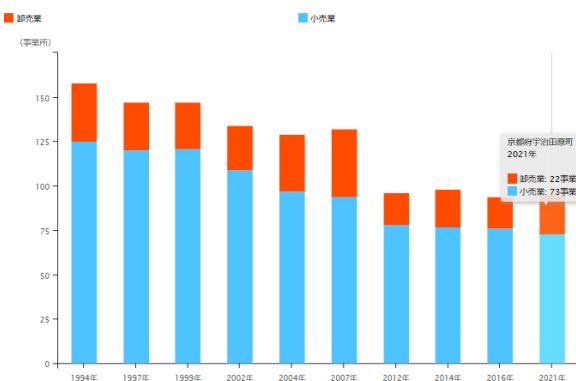
【図 4】宇治田原町における産業別製造品出荷額等の変化 出典：RESAS 地域経済分析システム抽出データ

・宇治田原町内における卸売業・小売業

宇治田原町内の卸売業及び小売業は、一般の路面型店舗と江戸時代から続く伝統産業である宇治茶の卸売業及び大正時代以降に発展した宇治茶の通信販売業が多くを占めている。事業所数においては 1994 年に約 160 事業所あったものが、2021 年には 95 事業所に減少しており、従業員数においては 1994 年以降 1999 年の約 900 名をピークに 2021 年には 686 名とこちらも減少傾向にある事から、小規模企業の廃業が進んでいる事が調査から読み取れる。年間商品販売額においては、2016 年に約 270 億円まで増加したが、その後 2021 年には新型コロナウイルスの影響もあり約 166 億円まで減少している。

○産業別小売業卸売業事業所数の変化

- ・産業中分類別の小売業卸売業事業所数の推移を示している。
- ・小売業・卸売業別の事業所数の増加・減少傾向を概観できる。



【図 5】宇治田原町における産業別小売業事業所数の変化 出典：RESAS 地域経済分析システム抽出データ

②課題

宇治田原町内における小売業は一般の路面型店舗及び大正時代以降に郵便制度の整備に伴い発展した宇治茶の通信販売業者で構成されている。前者は大規模小売店舗法が廃止された 2000 年前後から食品スーパーやホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア等各チェーン店舗の進出により、小規模路面店の廃業が相次ぎ、事業所数は大幅に減少した。一方で、飲食業、菓子製造小売業、弁当製造小売業、家具製造小売業、化粧品小売業(エステサロン)等を、新たに開業する女性起業家が増加傾向にあり、創業支援及び創業後のフォローアップ支援が課題となっている。

また、後者の宇治茶の通信販売業においては、ペットボトル飲料の普及により、昔ながらの急須で淹れて飲むリーフ茶は減少傾向にあり、国内リーフ茶市場は縮小傾向にある一方で、抹茶をはじめとする海外の日本茶市場への需要やお茶を原料とする食品メーカー等への需要は増加傾向が続いており、海外を含む新たな市場へのさらなる販路開拓が課題となっている。

(2) 小規模事業者に対する長期的な振興のあり方

① 10 年程度の期間を見据えて

本町は、前述の通り町内に鉄道路線が無く、車への依存度が高い地域であり、国道 307 号線及び 4 本の府道が物流を支えている。令和 6 年度には新名神高速道路（大津～城陽間）の開通が予定されており、ヒト及びモノの流れが大きく変化する事が想定される。これらの外部環境の変化を踏まえ、「宇治田原町第 5 次まちづくり総合計画（2016 年/平成 28 年 3 月策定）」では、「人がつながる未来につながる お茶のふるさと宇治田原」と表現し、商工業の振興の指針の展開として①自主的な取り組みによるまちの活性化、②地域ブランドの育成、③地域内連携による商工業の振興、④新規事業者の誘致促進が掲げられている。

宇治田原町商工会においても前述の「宇治田原町第 5 次まちづくり総合計画」における商工業の振興指針及び小規模事業者を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、今後の 10 年間においても「お茶をはじめとする地域資源を活用した特色のある商品・サービスの開発販売を支援し、新たな需要の掘り起こし」や、「経営意欲の高い事業者の店舗・設備の高度化や経営の安定化のほか、地元産品の販売促進に向けた生産者と販売者の連携による取り組み」等を中心とした小規模事業者等への経営発達支援を継続的に実施する。また新規事業者の誘致促進においては、宇治田原町役場産業観光課担当職員と連携し、産業競争力強化法に規定されている特定創業支援（個別支援）を実施、本町における新規事業者の創出を継続的に図る。

さらに現在、宇治田原町にて策定中である「宇治田原町第 6 次まちづくり総合計画」においても、商工業の振興指針等を注視し、宇治田原町が目指す方向に商工会として積極的に取り組む。

②宇治田原町第 5 次まちづくり総合計画と経営発達支援計画の連動性・整合性について

②-1 自主的な取り組みによるまちの活性化との連動・整合性について

総合計画においては、「商店等による新たなイベント等の取り組みを支援することにより地域経済の活性化やまちのにぎわいを創出する」と記載されている。当該総合計画に関して、経営発達支援計画においては、新たな需要の開拓に寄与する支援において、個別事業所及び団体への DX（IT 化、デジタル化）推進を図ることによる「オンラインイベントの開催支援」や「情報発信能力の向上支援」を実施することにより、地域経済の活性化やまちのにぎわい創出を図る。

②-2 地域ブランドの育成との連動制について

総合計画においては、「お茶をはじめとする地域資源を活用した特色のある商品・サービスの開発を支援し、新たな需要の掘り起こしや地域商工業の活性化を図る」と記載されている。当該総合計画に関して、経営発達支援計画においては、「日本緑茶発祥の地・宇治田原」の歴史的ブランド力を活かした宇治茶や、京都ブランドを活かした京和菓子をはじめとする食品等を軸とした新たな商品開発支援や、需要開拓支援等を実施し地域商工業の活性化を図る。

②-3 地域内連携による商工業の振興との連動制について

総合計画においては、「経営意欲の高い事業者の店舗・設備の高度化や経営の安定のほか、地元産品の販売促進に向けた生産者と販売業者の連携を行う」と記載されている。当該総合計画に関して、経営発達支援計画においては、経営意欲の高い事業者等への経営状況の分析や事業計画

の策定支援を実施することで店舗・設備の高度化や経営の安定化をはかる。また、茶業における生産農家と商工業者の連携による地元産品の新たな需要の開拓支援に向けた取り組みを図る。

②-4 新規事業者の誘致促進との連動制について

総合計画においては、「町の経済活性化を図るため、立地事業者に対する優遇措置の実施などにより、町内への積極的な立地誘導や新しい産業の創造を行う」と記載されている。当該総合計画における立地事業者に対する町内への立地誘導に関しては、おもに中小及び中堅企業への支援となることから、宇治田原町工業団地管理組合との連携において支援を実施する一方で、経営発達支援計画における地域内小規模事業者及び創業予定者への支援としては、山城地域ビジネスサポートセンターと連携し地域内創業予定者への創業支援及び創業後のフォローアップ支援を実施し、新しい産業の創出をはかる。

③宇治田原町商工会の役割について

宇治田原町商工会では、これらの基本事項を踏まえ、地域経済団体として「宇治田原町第5次まちづくり総合計画」に基づき、地域金融機関、その他の支援機関等と連携しながら、地域の小規模事業者の課題解決に取り組み、地域経済への裨益及び地域内小規模事業者の持続的発展に向けた支援を実施する。

(3) 経営発達支援事業の目標

以下の取り組みを通じて、地域への裨益及び管内小規模事業者の持続的発展に繋げる。

・地域への裨益目標及び管内小規模事業者支援の目標

宇治田原町は現在飲まれている日本緑茶の発祥の地として知られており、宇治茶は江戸時代から続く伝統産業である。他の地域にはない「日本緑茶発祥の地・宇治田原」の地域ブランド力を活かして、国内はもとより海外へ「Japanese Uji Green Tea」としての情報発信の強化及び、新たな需要の開拓を積極的に行う事により、茶生産農家から製茶業者及び茶小売業までの茶業界全体の活性化を図る事による、地域経済全体の活性化を地域への裨益目標とする。

また、地域内経済動向調査及び主要産業である宇治茶の需要動向調査に基づいた小規模事業者等への経営状況の分析支援、事業計画策定支援及び新たな需要の開拓支援を実施することにより、管内小規模事業者等の持続的発展に寄与する事とし、以下5つを具体的目標とする。

- ①管内小規模事業者等の持続的な発展を目的とした地域経済動向及び需要動向の分析及び分析した情報の提供を実施
- ②管内小規模事業者等の売上の拡大及び利益向上を目的とした経営状況の分析及び事業計画の策定支援の実施
- ③管内新規事業者の創出を図る事を目的に、宇治田原町役場と連携した創業支援の実施及び若手経営者・後継者等の地域定着を実現
- ④地域の伝統産業である宇治茶業界全体の活性化を目的とした「日本緑茶発祥の地・宇治田原」の強みを活かした宇治茶の新たな需要開拓支援の実施
- ⑤管内小規模事業者との対話を通じ、経営改善・経営発達を意識した伴走支援を促進し、個々の課題設定・解決及び自社分析の中で、自走化に向けた潜在力を引き出す

2. 経営発達支援事業の実施期間、目標の達成方針

(1) 経営発達支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 目標の達成に向けた方針

前述の地域への裨益目標及び管内小規模事業者支援の目標達成に向け、以下の具体的内容及び方針で経営発達支援計画を実施する。

①管内小規模事業者等の持続的な発展を目的とした地域経済動向及び需要動向の分析及び分析した情報の提供を実施

- ・管内小規模事業者景況調査の実施及び情報提供及び支援での活用を行う。
- ・地域経済分析システムを活用した地域経済動向の分析及び情報提供及び支援での活用を行う。
- ・宇治茶の需要動向調査の実施及び情報提供及び支援での活用を行う。

②管内小規模事業者等の売上の拡大及び利益向上を目的とした経営状況の分析及び事業計画の策定支援の実施

- ・「金融・税務」等の相談者に対して、経営状況の分析支援を行う。
- ・「補助金申請・法認定申請」等の支援において、経営状況の分析及び事業計画の策定支援を行う。
- ・経営状況の分析及び事業計画の策定支援において高度・専門的な支援は専門家と連携して行う。

③管内新規事業者の創出を図る事を目的に、宇治田原町役場と連携した創業支援の実施及び若手経営者・後継者等の地域定着を実現

- ・創業予定者へ認定特定創業支援等を宇治田原町役場と連携支援を行う。
- ・創業予定者へ認定特定創業支援等を山城地域ビジネスサポートセンターと連携支援を行う。
- ・創業後のフォローアップ支援を山城地域ビジネスサポートセンターと連携支援を行う。

④地域の伝統産業である宇治茶業界全体の活性化を目的とした「日本緑茶発祥の地・宇治田原」の強みを活かした宇治茶の新たな需要開拓支援の実施

- ・日本緑茶発祥の地の強みを活かした海外市場等をターゲットとした商談会展展支援を行う。
- ・小規模事業者へのDXの積極的な推進をはかりICTを活用した新たな需要の開拓支援等を行う。

⑤管内小規模事業者との対話を通じ、経営改善・経営発達を意識した伴走支援を促進し、個々の課題設定・解決及び自社分析の中で、自走化に向けた潜在力を引き出す

- ・事業計画策定及び事業実施等の中で事業所自らが課題の気づき、目標の設定等を行えるよう支援等を行う。

I. 経営発達支援事業の内容

3. 地域の経済動向調査に関すること

(1) 現状と課題

〔現状〕

これまでは独自調査として、会員小規模事業者等約200事業所を対象として、収益状況や雇用状況、経営課題等について、窓口及び巡回訪問での聴き取り調査及び郵送による調査を併せて行い、「管内小規模事業者景況調査」として約15ページの報告書を作成、会員事業所への配布及び本会ホームページにおいて公開を行ってきた。また、京都府下全体の経済動向については、京都府が調査報告を行っている「京都府経済の動向」を、本会ホームページを通じて情報提供を行ってきた。

【課題】

これまでの調査においては地域内小規模事業者等に対して、商工会が独自に調査を実施した 1 次情報を基に、地域経済の動向調査を行ってきたことから、国が提供する統計情報や地域経済分析システムを活用した地域経済に係るビッグデータの活用については不十分であった。今後は、独自調査に併せて、国が提供するビッグデータや地域経済分析システムの活用が課題。

(2) 目標

実施内容	公表方法	現行	令和7年度	令和8年度	令和9年度
①管内小規模事業者景況調査公表回数	配布・HP 掲載	1 回	1 回	1 回	1 回
②地域の経済動向調査公表回数	HP 掲載	1 回	1 回	1 回	1 回

(3) 事業内容

①管内小規模事業者景況調査（商工会独自調査）

管内の景気動向についてより詳細な実態を把握するため、商工会独自調査による「管内小規模事業者景況調査」を継続実施する。調査は年に 1 回調査分析を行い、調査報告書として取りまとめを行い公開する。

【調査手法】窓口及び巡回訪問時の聴き取り調査及び調査表を郵送し返信封筒にて回収を行う。
回収した調査表は外部専門家へ委託し、分析及び報告書として取りまとめる。

【調査対象】管内小規模事業者約 200 社

【調査項目】時系列継続調査項目：現在の業績（売上・利益）、業績予測、雇用、経営課題
単年度調査項目：当該年度のみ調査を行う調査項目（原材料高騰、コロナ融資返済状況等）

②地域の経済動向調査（国の統計情報や地域経済分析システムの活用）

経営支援員等が、「RESAS」（地域経済分析システム）を活用し、「地域産業別における他地域との比較」や、「主要な地域産業の販売額・出荷額等を時系列で把握する」ことにより、効率的な経済活性化を目指す。さらには人の流れの変化等を事業計画策定支援や新たな需要の開拓支援に活用する。

【調査手法】経営支援員等が「RESAS」（地域経済分析システム）を活用し、地域の経済動向分析を行う。

【調査項目】「地域経済循環マップ・生産分析」→他地域と比較して地域産業の構成特徴を分析
「サマリー機能・産業特性分析」→産業構成比の 9 割近くを占める製造業及び卸小売業の時系列の事業所数・販売額・従業員数等の推移を時系列で分析

(4) 調査の活用方法

○管内小規模事業者景況調査（商工会独自調査）

- ・調査報告書は会員事業所への配布及びホームページに掲載する。
- ・経営状況分析支援及び事業計画策定支援時における基礎資料として活用する。

○地域の経済動向調査（国の統計情報や地域経済分析システムの活用）

- ・「地域経済循環マップ・生産分析」及び「産業特性分析」はホームページに掲載する。
- ・分析結果は事業計画策定支援や新たな需要の開拓支援における基礎資料として活用する。

4. 需要動向調査に関すること

(1) 現状と課題

【現状】

これまでの独自調査として、商談会来場者への需要動向調査として「宇治茶の需要動向調査」を実施してきた。具体的には宇治田原町の伝統産業である宇治茶の生産農家、製茶業者、通信販売業

者等が必要とする調査項目について、商談会場へ来場したバイヤー等にアンケート調査を実施、調査結果は専門家へ分析及び需要動向調査報告書作成を依頼。作成した当該報告書は宇治田原町内の茶業者約 40 事業所への冊子配布及び本会ホームページを通じて情報提供を行ってきた。

【課題】

これまでの需要動向調査は、複数の商談会にて複数年にわたり同じ内容の質問を行う事で、各商談会来場バイヤーに見られる傾向やニーズの変化について調査を行ってきた。今後は前述の調査方法を踏襲しながらも、アフターコロナ、原材料高騰、円安等を踏まえた需要動向の変化を捉える事を目的とした新たな調査項目の設定が課題。

(2) 目標

実施内容	現行	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
宇治茶の需要動向調査頻度	1 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年
宇治茶の需要動向調査対象事業者数	40 者	40 者	40 者	40 者

(3) 事業内容

宇治田原町内の伝統産業であり基幹産業でもある宇治茶に関する需要動向調査を実施する。本事業の具体的内容としては、首都圏等で開催される大規模食品商談会場において、新たな需要の開拓に寄与する事業として本会が実施する商談会出展支援事業における「日本緑茶発祥の地・宇治田原町ブース」に来場されたバイヤー等に対して、来場者（回答者）属性をはじめ、お茶の仕入れに関する「栽培方法」、「パッケージデザインの傾向」、「生産・製造マネジメントへの対応」、「供給能力」等、約 10 項目のアンケート調査を実施する。宇治茶に対するニーズは年々変化していくことから、最新のニーズを事業者へ情報提供を行うべく年一回以上継続して実施。調査結果に関しては専門家へ分析・報告書作成を依頼し、作成した報告書は、宇治田原町内茶業者約 40 事業所への冊子配布及び、本会ホームページを通じて情報提供を行う。

【調査手法】

（情報収集）

首都圏等で開催される大規模食品商談会場において、来場されたバイヤー等に対して、経営支援員等が、事前に専門家から助言を得て作成を行ったアンケート調査票に関して、聴き取り及び記入方法にて調査を実施する。

（情報分析）

調査結果は中小企業診断士等専門家へ、分析及び報告書作成を依頼する。

【サンプル数】

来場バイヤー等 50 人

【調査項目】

- ①来場者（回答者）属性・・・・・・・・業種、販売等対象の国等
- ②商談会来場目的・・・・・・・・お茶等の購入・使用目的等
- ③お茶等の取扱検討商品・・・・・・・・茶種等
- ④仕入時において注視すべき項目・・・産地、栽培方法、品質、商品形状、パッケージ、ブランド、商品コンセプト等約 10 項目
- ⑤お茶関連商品におけるコロナ前後、原材料高騰、円安等の影響による需要動向の変化

【調査結果の活用方法】

調査報告書については宇治田原町内茶業者への配布及び本会ホームページにおいて公開を行う。また、宇治田原町内茶業者からの事業計画策定、新商品開発、需要開拓等の相談時の基礎資料として活用を図る。また商工会における経営発達支援の参考資料とする。

5. 経営状況の分析に関すること

(1) 現状と課題

〔現状〕

これまでの、経営状況の分析支援において、経営支援員の業務量や経営支援員間の経験年数の差等から、支援の実施状況や支援件数等について差異が発生している。

〔課題〕

経営支援員全体において、小規模事業者の経営状況分析が出来る経済産業省が提供しているシステム「ローカルベンチマーク」等の活用がしきれていない。事務所内の人員が少ないこともあり、巡回等による経験年数の長い経営支援員から経験の少ない経営支援員への現場でのOJT等による指導件数が限られている。

(2) 経営分析の実施手法及び目標

実施内容	現行	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
①事業計画作成個別相談会開催回数及び参加事業者数	6回/ 12事業者	7回/ 14事業者	7回/ 14事業者	7回/ 14事業者
②事業計画作成個別相談会における経営分析事業者数	5事業者	6事業者	6事業者	6事業者
③税務相談者への収益状況等の分析事業者数	50事業者	50事業者	50事業者	50事業者
④金融相談者への資金繰り等の分析事業者数	10事業者	10事業者	10事業者	10事業者
⑤補助金申請相談者への経営分析事業者数	5事業者	6事業者	6事業者	6事業者

(3) 事業内容（実施手法）

①事業計画作成個別相談会の実施（専門家による個別相談会の開催）

個別相談会において、専門家による小規模事業者の定量・定性分析を通じて、経営課題の抽出や事業者が持っている強みの顕在化を図る。分析されたデータは事業計画策定時に使用する基礎データとする。なお、事業計画作成個別相談会（全7回）は、小規模事業者の相談内容や段階に併せて、「経営分析」、「事業計画策定」、「事業計画策定後の実施支援」等に係る一貫した専門家相談窓口として活用を図る。

【募集方法】

本会ホームページでの公募や会報での会員への案内及び経営支援員の窓口及び巡回支援時における参加勧奨での募集を行う。

【分析項目】

- ・ 定量分析
過去の財務諸表による収益性、成長性、生産性等の分析
- ・ 定性分析
外部環境及び内部環境分析の実施。特に内部環境は無形資産（人的・関係・構造資産）の分析

【分析手法】

定量分析における主に内部環境分析においては、経営支援員が経済産業省「ローカルベンチマーク」システムや独自の事業計画概要書等の活用や、比較貸借対照表・比較損益計算書等の財務諸表を活用し、収益性や成長性等の財務分析を行う。また、外部環境分析においては「RESAS（地域経済分析システム）」等の国が提供する統計資料、先述の需要動向調査結果等の活用、及び「業種別審査辞典」等を活用した業界情報等の収集分析を図る。

一方で、定性分析における内部環境分析においては、経営支援員による聴き取り調査において「競合他社と比較して特徴的なお客様から評価が高い商品・サービス」の確認をはじめ、それら特徴的な商品・サービス支える無形資産（人的資産、関係資産、構造資産）の分析等を行う。

経営状況分析をおこなった結果は事業者へフィードバックを行うと共に、事業計画策定時の基礎データとする。

②税務相談者への収益状況等の分析

税務申告相談者の過去2年分の売上・利益の時系列変化をグラフ化し分析資料を作成、税務申告相談者へフィードバックを行う。

③金融相談者への資金繰り等の分析

マル経融資相談者から提供された財務諸表や資産状況のヒアリングをもとに、資金繰り等を分析しその結果を相談者へフィードバックを行う。

④補助金申請相談者への経営分析

各種補助金等の申請相談者に対し、事業計画（申請書）作成時に、SWOT分析等において外部環境分析に該当する「顧客ニーズと市場の動向」や、内部環境分析に該当する「自社や自社の提供する商品」等について、経営支援員が事業者より聴き取りを行い、経営状況の分析支援を行う。

6. 事業計画策定支援に関すること

（1）現状と課題

〔現状〕

これまでの、前述の経営状況の分析支援においても記載したとおり、経営支援員の新規採用等に伴い、経営支援員間の経験年数や技術的な差があることから、事業計画策定支援においても同様に、実施状況や支援件数等について差異が発生している。

〔課題〕

支援経験の短い経営支援員においても、小規模事業者の事業計画策定支援が出来る中小機構が提供しているシステム「経営計画つくるくん」の活用や、経験年数の長い経営支援員から経験の少ない経営支援員への現場でのOJT等が引き続きの課題。

（2）支援に対する考え方

①小規模事業者に対する支援の考え方

当商工会には日々、複数の地域内小規模事業者から金融、税務、労務、補助金申請等の相談があり、手続き的な支援のみ課題が解決する場合もあるが、一方で事業計画の策定支援まで踏み込む必要性の高い相談内容も存在する。その様な地域内小規模事業者への課題解決を目的として、当商工会では、月に1～2回程度中小企業診断士等の専門家を招聘し「事業計画作成個別相談会」を開催している。個別相談会の中では、「新たな需要の開拓」「労働生産性の向上」「事業承継」「事業再構築」「DXによる経営の革新」等、様々な相談内容があり、専門家と経営支援員が連携し継続的な支援を行っている。個別相談会方式は最少人数の対面方式で相談事業者の実情に合わせた課題設定や事業計画作成への助言ができ、事業者への支援効果も期待が高まることから、当該個別相談会の継続的な実施を図る。「事業計画作成個別相談会」は、本会ホームページでの告知をはじめ、経営支援員が窓口及び巡回支援において該当する小規模事業者への案内を行い、対象事業者の掘り起こしを行う。また、当商工会において「ホームページ・SNS等DXなんでも相談会」を開催、小規模事業者へのDX推進を図る。本相談会は、前述の「事業計画作成個別相談会」と同様の広報活動を行い、個別相談会であり最少人数の対面方式で相談事業者の実情に合わせた指導ができ、事業者への支援効果も期待が高まることから継続的な実施を図る。

②創業者に対する支援の考え方

当商工会が立地する宇治田原町は中山間地域で鉄道の駅等も存在しないことから、町外の住民が宇治田原町内において起業するケースは少なく、宇治田原町内の住民が宇治田原町内で起業するケースをこれまでは占めていた。しかし今後は現在建設中である新名神高速道路（2024年度開通予定）、同時に開設される宇治田原 IC（仮称）、これまでの国道307号線に加え新たな幹線道路として期待される宇治田原山手線や奈良方面へアクセスとなる鷲峰山トンネルの開通（2024年度開通予定）により、これまで以上に人流が活発になることから、今後は町外からも創業者が増えると考えられる。当商工会ではこれまで起業家への創業支援として2つの創業支援体制を構築している。1つ目の創業支援としては、当商工会を含む近隣2市2町の商工会が運営を行っている山城地域ビジネスサポートセンターと連携し「京都やましろ創業塾」を京都府指定企業家育成セミナーとして、年1回、約30時間のセミナーの開催しており、当該セミナーを継続的に実施する。2つ目の創業支援としては、当商工会の窓口において経営支援員が、宇治田原町役場産業観光課担当職員と連携し、産業競争力強化法に規定されている特定創業支援（個別支援）を実施しており、本創業支援事業においても継続的に実施を図る。今後、「創業セミナー（集団支援）」及び「特定創業支援（個別支援）」の支援時において「創業時におけるDXの活用」を支援内容に取り入れる事で創業者のDX活用推進に取り組む。

（3）事業計画策定支援の手法及び目標

実施内容（支援手法）	現行	令和7年度	令和8年度	令和9年度
①ホームページ・SNS等DXなんでも個別相談会	6回	7回	7回	7回
②事業計画作成個別相談会	6回	7回	7回	7回
③京都やましろ創業塾（集団）	1回	1回	1回	1回
④特定創業支援（個別）	2回	2回	2回	2回
事業計画策定事業者数（小規模事業者数）	10事業者	12事業者	12事業者	12事業者
創業計画策定創業者数（創業者数）	2人	2人	3人	3人

※事業計画策定事業者数（小規模事業者数）は個別相談会における経営分析事業者数及び補助金申請相談者への経営分析事業者数の和とする。

（4）事業内容（支援手法）

①「ホームページ・SNS等DXなんでも個別相談会」

小規模事業者や創業者が実践できるホームページ、動画、SNS、作業の効率化等に係る相談に関して、専門家と経営支援員が連携し、DXの手法を用いて継続的な支援を行う事で、相談事業所の課題解決を着実に実現する事を目的に個別相談会形式にて実施する。

【支援対象者】宇治田原町内の小規模事業者及び創業者等

【募集方法】ホームページ、会報、経営支援員による個別広報

【専門家】中小企業診断士、ITコーディネーター等

【回数】：年間7回

【参加者数】1回あたり2～3名相談対応

②「事業計画作成個別相談会」

小規模事業者が抱える「新たな需要の開拓」「労働生産性の向上」「事業承継」「事業再構築」「創業計画（創業後おおそ3年以内含む）」「DXによる経営の革新」「採用計画」等の課題解決を着実に図る事を目的として、個別相談会形式にて実施する。前述の通り事業計画作成個別相談会（全7回）では、小規模事業者の相談内容や段階に併せて、「経営分析」、「事業計画策定」、「事業計画策定後の実施支援」に係る一貫した専門家相談窓口として活用を図る。

【支援対象者】宇治田原町内の小規模事業者等

【募集方法】ホームページ、会報、経営支援員による個別広報

【専門家】中小企業診断士等

【回数】：年間7回

【参加者数】1回あたり2～3名相談対応

③「京都やましろ創業塾（集団）」

当商工会を含む近隣2市2町の商工会が運営を行っている山城地域ビジネスサポートセンターと連携し、年間1回「京都やましろ創業塾」として「創業計画の作成」「創業に係る実務」「創業時のDXの活用」等のカリキュラムにて、京都府指定企業家育成セミナーとして開催する。

【支援対象者】宇治田原町内等において起業を計画している創業者

【募集方法】連携する各商工会ホームページ、新聞折込等

【専門家】中小企業診断士、税理士等

【回数】：年間1回（5日間×6時間）

【参加者数】1回あたり2～3名相談対応

④「特定創業支援（個別）」

当商工会の窓口において経営支援員が、宇治田原町役場産業観光課担当職員と連携し、産業競争力強化法に規定されている特定創業支援（個別支援）を実施。創業者への個別支援となる事から創業者の要望や経営に係る経験・知識のレベルに合わせた支援計画を経営支援員が個別に作成し継続的な支援を実施する。原則、支援計画は「創業計画の作成」「創業に係る実務知識習得」「創業時のDX（IT化・デジタル化の活用）」等を軸に作成し、経営支援員が継続支援を行い、必要に応じて専門家派遣等の活用も図る。

【支援対象者】宇治田原町内において起業を計画している創業者

【告知方法】宇治田原町役場及び宇治田原町商工会窓口相談者への告知

【相談担当者】経営支援員（※必要に応じて中小企業診断士、税理士等の専門家）

【回数】10～15回程度（1回あたり2時間程度）

【参加者数】個別相談のため原則相談者1～2名

7. 事業計画策定後の実施支援に関すること

（1）現状と課題

【現状】

これまでは、フォローアップ対象事業者や収益状況の確認等の仕組み化には取組んでいるが、各フォローアップ対象事業者への適切な頻度でのフォローアップ支援は、対象事業所により偏差が発生している。経営支援員による事業所への支援が縦割りの状況となっており、それぞれの得意分野等が活かしきれていない。

【課題】

事務局長を含む経営支援員連携会議において「フォローアップ対象事業者の確認」、「フォローアップ回数の進捗状況確認」、「収益状況の確認」等の情報共有を図り、特にフォローアップ回数の進捗状況の確認を行う事により、フォローアップを実施すべき事業者への適切な支援頻度の確保を図る事が今後の課題。

（2）支援に対する考え方

事業計画策定支援を実施した小規模事業者及び創業計画の策定支援を実施した創業者（創業後おおそ3年以内含む）の全てを、フォローアップの対象事業者（創業者）とするが、対象事業者（創業者）の経営状況や事業計画の進捗状況等について経営支援員連携会議において、経営支援員間の情報共有を図り、フォローアップ回数及び対応する経営支援員等について決定する。

（3）目標

実施内容	現行	令和7年度	令和8年度	令和9年度
フォローアップ支援対象小規模事業者	—	12事業者	12事業者	12事業者
フォローアップ支援回数(小規模事業者)	—	60回	60回	60回

フォローアップ支援対象創業者	—	2 事業者	2 事業者	2 事業者
フォローアップ支援回数（創業者）	—	16 回	16 回	16 回
売上増加事業者数	—	4 事業者	4 事業者	4 事業者
売上総利益高増加事業者数	—	4 事業者	4 事業者	4 事業者

※小規模事業者フォローアップ支援回数内訳：6 者×6 回＝36 回 6 者×4 回＝24 回 合計 60 回

※創業者：2 者×8 回＝16 回 合計 16 回

※フォローアップ期間は原則、策定支援後 12 ヶ月間とするが、事業者ごとに延長・短縮を検討する

（４）事業内容

事業計画策定支援を実施した小規模事業者及び創業計画の策定支援を実施した創業者を対象として、フォローアップ支援を実施する。フォローアップ支援を実施するに際しては、事務局長を含む経営支援員連携会議において、「フォローアップ支援対象事業者」、「フォローアップ回数の進捗状況」、「収益状況」に係る確認及び情報共有を行い、経営支援員 3 名により担当事業者を定め、フォローアップ支援を実施する。

フォローアップ支援を実施する頻度については、事業計画策定支援 12 者（小規模事業者）に関しては、原則 2 か月に一回とし、事業計画の進捗が順調な事業所や経営に関する経験値の高いと思われる事業所においては 3 ヶ月に 1 回とする。また、創業計画策定支援 2 者（創業者）に関しては、原則 1.5 月に 1 回のフォローアップとし、新規事業が順調に推移する場合には、フォローアップの頻度を減少させる。尚、事業計画の進捗に大幅な乖離がある場合は、前述の事業計画作成個別相談会にて計画の見直し等を行う。

なお、経営支援員連携会議において本支援事業計画と進捗状況の乖離が発生した場合は、当該会議の中で、経営支援員間の支援負担の割合の調整等を期中に行う。調整後においても本支援事業計画との乖離がある場合は、外部識者等を交え、フォローアップ支援頻度の再検討を実施する。

8. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

（１）現状と課題

〔現状〕

これまでは、地域内の小規模事業者の多くは、消費者ニーズの変化に伴いインターネット技術や AI 等の新たな技術を活用した新たな需要の開拓に興味を持っていたものの「IT を扱える人材不足」や「IT に係る知識不足」「自身での運営が不十分」等の理由により、需要開拓に係る DX の取り組みが進んでおらず、人口減少等縮小傾向や消費者ニーズの変化等で国内市場が縮小している中において、他業者との競争を強いられている。

茶業に至っては、リーフ茶における国内需要は減少傾向にあるものの、菓子等の食品の原料等の用途での需要は増えつつある。また海外市場については、欧米地域については抹茶を中心に有機茶の需要が高く、アジア地域に至っては日本で生産加工されたお茶の信用性が高く人気がある。

これまで首都圏への展示会や商談会への出展支援を中心に行ってきた結果、積極的に出展を行う事業所は海外を含めた新たな販路を拡大している一方で、既存の顧客に依存する事業所では売上の停滞が続いている状況にある。

〔課題〕

今後、デジタル技術を活用した新たな需要の開拓手法について、地域内の小規模事業者に理解・実行してもらう事を目的に、小規模事業者ごとに異なる IT リテラシーに合わせた支援を実施することが課題。

また、品質の高い製品を持ちつつも新たな販路開拓に向けた展示会・商談会への出展を躊躇する事業者も少なくなく、これらの事業者に対する支援が課題。

(2) 支援に対する考え方

本会における新たな需要の開拓に寄与する事業は、「商談会出展支援事業」及び「ホームページ・SNS等DXなんでも相談会事業」を実施する。「商談会出展支援事業」においては首都圏等で開催される大規模商談会へ商工会独自ブースの設営を行い地域内小規模事業者への出展支援を実施する。出展支援に関しては、経営支援員が出展事業者への個別支援を行う。支援の一例としては、出展商品の選択（絞り込み）、事前アポイント、商談シートの作成、商談会場における陳列シミュレーション、その他販促物の制作等の事前準備から始まり、商談会終了後の自社ブース来場者へのお礼状やサンプル送付に係る事後支援まで、一貫した継続支援を実施する事により、商談会出展初心者でも安心して出展が行える体制の構築を図る。加えて他団体が出展する展示会・商談会についての情報提供・斡旋・出展支援も行う。

また、「ホームページ・SNS等DXなんでも相談会事業」では、地域内小規模事業者が興味を持ちかつ自身で運用が可能な、ホームページの作成、ECサイト制作のポイント、SNSを用いた情報発信、検索会社が提供する無料ツールを活用した情報発信等の支援を、事業所のITリテラシーに合わせて個別・継続的に小規模事業者への将来的なDX化を見据えたIT化、デジタル化の推進支援を実施する。相談会は月に1回開催を行い、IT技術の活用と小規模事業者経営に詳しい専門家を選定し、経営支援員と連携した運営を行う。

(3) 目標

実施内容	現行	令和7年度	令和8年度	令和9年度
①国内市場をターゲットとした商談会出展支援者数	2者	2者	2者	2者
成約件数／者	3件	3件	3件	3件
②海外市場をターゲットとした商談会出展支援者数	2者	2者	2者	2者
成約件数／者	2件	2件	2件	2件
③ホームページ・SNS等DXなんでも相談会参加者	4者	4者	4者	4者
客数及びアクセス数増加率／者	—	5%	5%	5%

上記①②それぞれの目標において、新規出展者（初心者）に対する出展支援者数の目標は1社以上

(4) 事業内容

①・②商談会出展支援事業（B to B）

首都圏等の大都市圏において開催される大規模商談会へ商工会独自ブースの設営を行い、地域内小規模事業者への出展支援を実施する。出展対象事業者は地域内において新たな需要の開拓に意欲的な小規模事業者で原則、事業計画の策定を行っている事業者を対象とする。特に出展経験の少ない小規模事業者には、経営支援員が事前準備から現場での支援及び事後商談に係る支援までの一貫支援を実施する。また、出展対象の商談会は首都圏等大都市圏で開催される食品等の商談会で「国内市場の需要開拓を推進出来る商談会」及び「海外市場への需要開拓が推進出来る商談会」の2つのターゲット市場が異なる商談会、あるいは効果的に両市場への販路開拓が期待できる商談会への出展を計画している。具体的に国内市場の需要開拓を推進出来る商談会としては、「スーパーマーケットトレードショー」「グルメショー」等を海外市場への需要開拓が推進出来る商談会としては、「“日本の食品”輸出EXPO」「FOODEX JAPAN」等を想定している。

② ホームページ・SNS等DXなんでも相談会事業（B to C）

ITの利活用による自社の新たな需要の開拓に積極的な小規模事業者を対象とした個別相談会事業を開催する。前述の6.（4）事業計画策定支援事業において記載した「ホームページ・SNS等DXなんでも個別相談会」を活用し、主に小売・サービス業の小規模事業者を対象として、小規模事業者が身近で興味を持ち、かつ自身で運用を行う事が可能な「ITツールの導入・運営方法の習得」及び「新たな情報発信方法等の習得」を目標に、複数回の個別支援を継続的に実施する。支援内容は、原則小規模事業者の事業計画及び需要開拓の方向性により決定を行うが、店舗販売の

場合は来店客数増加に繋がる取組へのIT利活用支援を行い、無店舗販売の場合は自社WEBサイトアクセス数向上や電話問い合わせ件数の増加に繋がる取組へのIT利活用支援を行う。

Ⅱ. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組

9. 事業の評価及び見直しを実施するための仕組みに関する事

(1) 現状と課題

[現状]

従来は、企画PT委員会と経営発達支援計画検討委員会の2つの委員会において機能分担を行い、本支援事業の評価及び見直しを行ってきたが、2020年度以降新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多数の委員会開催による接触機会の削減を目的として、経営発達支援計画検討委員会への機能集約を実施した。

[課題]

経営発達支援計画検討委員会への機能集約を実施した事により、本支援事業に係る事業の評価及び見直しを効率的に実施出来る仕組みの改善を図る事が出来た。一方で、当該委員会においても新型コロナウイルス感染症が5類移行後、委員会実施時間等も通常に戻りつつあることも踏まえ、今後更なる効率的な委員会運営の創意工夫が課題となっている。

(2) 事業内容

①宇治田原町商工会経営発達支援計画検討委員会の開催

本会の正副会長会及び理事会と併設して、「宇治田原町商工会経営発達支援計画検討委員会」について年2回の開催を行う。当該検討委員会は本会副会長を委員長として、本会々長、宇治田原町役場産業観光課長、京都府商工会連合会経営支援課長（補佐）、本会事務局長、本会経営支援員、法定経営指導員及び、外部識者として中小企業診断士を招聘し開催する。年度当初の委員会では、前年度の改善事項を踏まえ、本支援事業の実施計画について協議を行い、また年度末の委員会では、本支援事業の評価および見直しについて検討を行う。

②評価結果の公表方法

前述の経営発達支援計画検討委員会において受けた評価結果については、本会の正副会長会及び理事会での報告及び、本会ホームページにおいて年一回評価結果概要の公表を行う。

※宇治田原町商工会ホームページ <https://ujidawara.kyoto-fsci.or.jp/>

10. 経営指導員等の資質向上等に関する事

(1) 現状と課題

[現状]

本会においては経営支援員（法定経営指導員を含む）3名にて運営を行っており、2020年度に経営支援員2名の採用、2023年度に主幹経営支援員の人事異動が行われた。

[課題]

前述の通り支援経験の浅い2名の経営支援員の経営支援能力向上及び他の1名も含め地域課題に即した経営支援の知識の習得等が、本支援事業の遂行において重要かつ緊急性の高い課題である。

(2) 事業内容

①能力開発算定シートによる経営支援員の能力開発（支援能力向上の取組）

年度当初に経営支援員各自が「能力開発算定シート」の作成を行い、事務局長が各経営支援員の能力開発に記載された具体的能力開発目標の確認を行う。また当該年度終了時には事務局長が経営

支援員各自の目標達成状況について確認を行い、経営支援員の能力開発に係るPDCAサイクルの構築を図る。

②研修受講計画に基づいた研修参加による経営支援員の資質向上（支援能力向上の取組）

年度当初に事務局長が各経営支援員に対して、各経営支援員が不足していると考えられる知識及び技能の習得を目的とした研修受講計画の策定を実施する。研修受講計画は事務局長と経営支援員が協議を行い、経営支援員ごとに受講計画の作成を行う。受講計画における研修は、内部研修はもちろん外部研修及び、中小企業診断士や社会保険労務士資格等の国家資格取得に向けた外部講座の受講についても計画に盛り込む事で経営支援員の資質向上を図る。研修の受講状況、受講時の課題進捗度等については、研修管理システム Leaf により共有化を図る。

③DXに向けた相談・支援能力の習得・向上をはかる取組（支援能力向上の取組）

前述の国家資格取得に向けた外部講座の受講において、「ITパスポート」等の資格取得を図り、一定の支援能力向上に取り組む。また、本支援事業として開催する「ホームページ・SNS等DXなんでも相談会」には経営支援員が必ず同行支援を行い、専門家からのOJTを受ける事により、実践的な専門性の高い知識及び技術の習得に取り組む。また、下記のような小規模事業者が実施するDX推進の取組への相談・支援能力の向上を目的として、経営支援員は研修参加及び自己啓発に積極的に取り組みを図る。

＜DX推進に向けたIT・デジタル化の取組＞

③ー1 小規模事業者の業務効率化の取組

クラウド型会計システム、電子決済、補助金等の電子申請、生産設備等のデジタル化、情報セキュリティ対策、AI活用等

③ー2 小規模事業者の需要開拓の取組

ホームページ等を活用した自社PR、ECサイト構築及び運営、SNSを活用した情報発信
Google マイビジネスを活用した実店舗のME0対策、クラウドファンディングの活用等

③ー3 その他取組

オンラインによる小規模事業者支援手法等

④経営支援員連携会議の開催（支援ノウハウを組織内で共有する仕組み）

四半期に1回、事務局長及び経営支援員（法定経営指導員を含む）及び特別経営支援員（山城BS常駐）が、本支援事業の円滑な遂行を図る事を目的に「支援施策の情報共有」「支援事業の進捗確認」等について協議検討を実施する。特に支援経験の少ない経営支援員に対しては、事務局長や法定経営指導員から、支援ノウハウの共有を図る視点から支援の手法や支援先事業者情報、特別経営支援員からは、金融に関する支援の手法等の積極的な情報提供に努める。

⑤OJT制度の導入（支援ノウハウを組織内で共有する仕組み）

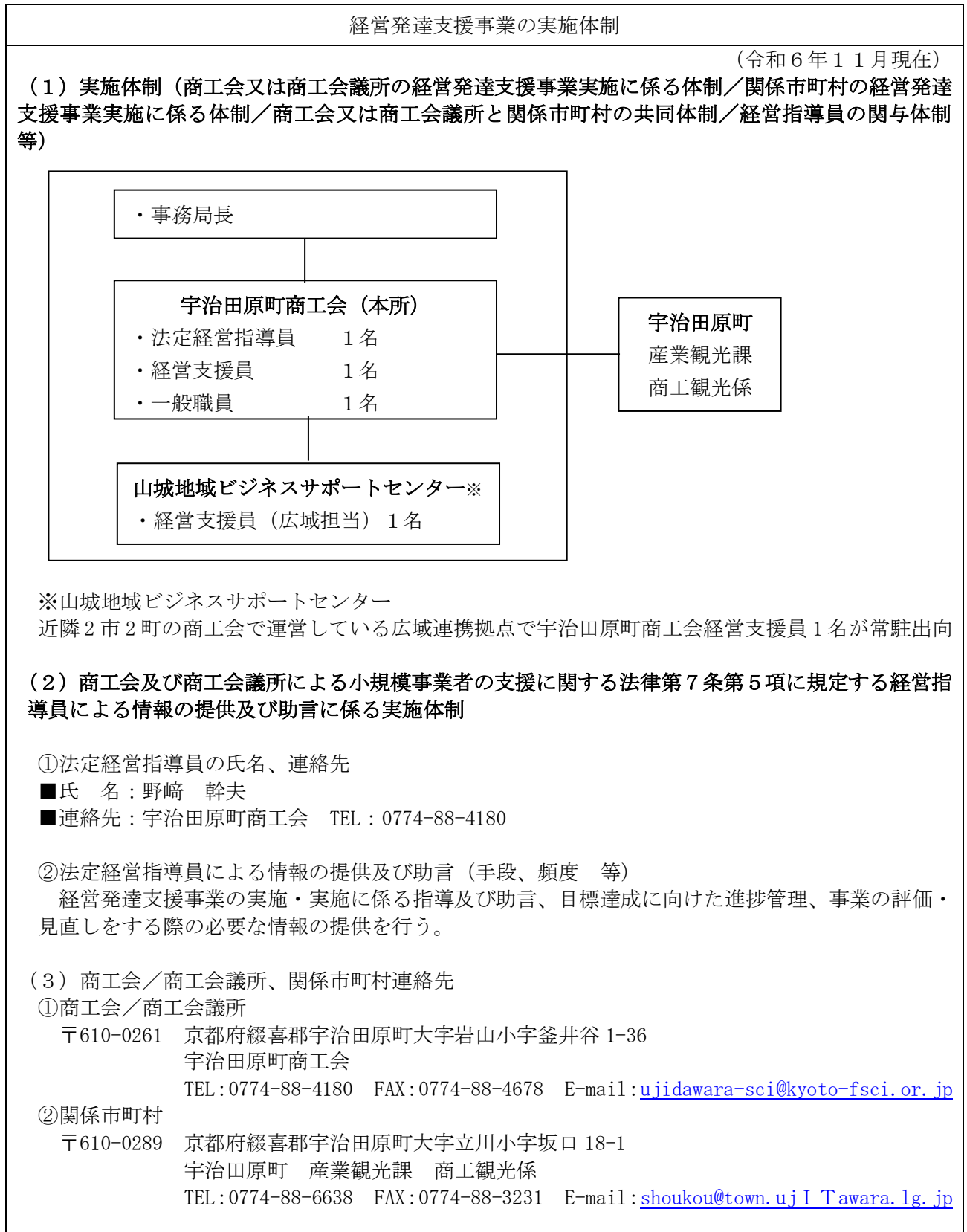
支援経験の豊富な経営支援員と支援経験の少ない経営支援員がペアになり、事業者の経営状況の分析支援や、事業計画の作成支援及び、新たな需要の開拓に寄与する支援等を行う事により、経営支援員間の支援ノウハウの共有が図れると同時に支援経験の少ない経営支援員の支援能力向上にもつながる。

⑥データベース化（支援ノウハウを組織内で共有する仕組み）

経営支援員各自が、経営支援システム等への適時入力を行い、経営支援カルテとして、データベース化を図る。また一方で、蓄積したデータベースから事業者ごとの支援実績を抽出した「事業者別支援実績ファイル（紙媒体）」の作成を行う事により、経営支援員は事業者別の支援実績を把握する事が即時に出来るようになり、組織内における支援ノウハウ共有の推進を図ることが可能となる。

(別表 2)

経営発達支援事業の実施体制



(別表 3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
必要な資金の額	6,500	6,500	6,500
委員会開催費	100	100	100
展示会出展費	5,000	5,000	5,000
専門家謝金	1,200	1,200	1,200
専門家旅費	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、宇治田原町補助金、京都府補助金、伴走型小規模事業者支援推進事業補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

経営発達支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等